南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（漁業法等の規定に基づく農林水産省令の規定） **第二条**　南極地域の環境の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第二号の環境省令で定める農林水産省令の規定は、次に掲げるものとする。 一　漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第九十条 二　漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条 三　漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十三条	（漁業法等の規定に基づく農林水産省令の規定） **第二条**　南極地域の環境の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第二号及び第三号の環境省令で定める農林水産省令の規定は、次に掲げるものとする。 一　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十九条 二　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十条 三　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十一条

附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年十二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―一〇一

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空手当） **第七条**　航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。 一～十一　（略）	（航空手当） **第七条**　航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。 一～十一　（略）
十二　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十八条に規定する漁業監督官として行う業務 十三・十四　（略）	十二　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条に規定する漁業監督官として行う業務 十三・十四　（略）
二～四　（略）	二～四　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。